

補助金申請から交付までの手続きフロー

申請者が行うこと	左の説明
①特定創業支援等事業の実施機関の選定	・起業者支援事業補助金の申請には、申請者が特定創業支援等事業を受講することが必要です。 ・町では、特定創業支援等事業を受講する実施機関を案内します。実施機関は、上里町商工会、(公財)本庄早稲田国際リサーチパーク、(公財)埼玉県産業振興公社の3つがあり、選択していただきます。
②特定創業支援等事業を受講	特定創業支援等事業は、1か月以上に4回以上、経営、財務・人材育成・販路開拓の受講が必要です。
③実施機関から修了証の受け取り	上記4分野について、各々の知識が身についたと認められる方に修了証が交付されます。(産業振興公社の場合、町と公社で修了を確認します。)
④町に特定創業支援等事業を受講した旨の証明書を交付申請、証明書の受け取り	修了証を交付された方は、町に証明書の交付を申請してください。町は確認後、証明書を交付します。 なお、当該証明書は、個人が会社を設立した場合において、租税特別措置法に基づく登録免許税の軽減措置等にも使えるものです。
⑤起業者支援事業補助金の交付申請	上記証明書(写し)のほか、申請書及び必要書類とともに交付申請します。
⑥交付決定通知書の受け取り	申請が要件を満たした場合、町が申請者に補助金交付の対象として認め、交付決定通知書を交付します。
⑦補助事業の実施	・家賃及び土地使用料補助事業以外は交付決定通知書受け取り後、着工等してください。 ・家賃及び土地使用料補助事業の場合、交付決定した月の家賃等から補助対象となります。
⑧町へ実績報告書の提出	・建築等工事費、備品購入費及び広報費補助事業の場合、申請者は補助事業完了後速やかに実績報告書を提出してください。 ・家賃及び土地使用料補助事業の場合、4月～6月分までの家賃等については、6月末日までに、7月～9月分までの家賃等については、9月末日までに、10月～12月分までの家賃等については、12月末日までに、1月～3月分までの家賃等については、3月末日までに実績報告書を報告してください。
⑨補助金の確定通知書の受け取り	町は、実績報告書に基づき補助金額を確定する旨の通知を交付しますので、ご確認ください。
⑩交付請求書により補助金を請求	町に請求書を提出してください。
⑪補助金の交付	町は指定された口座に補助金を振り込みますので、ご確認ください。